

小千谷市家庭用温水暖房契約選択約款

(目的)

第1条 この選択約款は、家庭用温水暖房機器の普及を通じ負荷調整を推進しつつ小千谷市（以下「本市」という。）の供給設備の効率的利用を図り、もって合理的、経済的なガス需給の確立に資することを目的とする。

(変更)

第2条 本市は、この選択約款を変更することがある。この場合には、需要家等とのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、第3項及び第4項の規定により、変更された契約条件の説明、書面交付等を行う。

2 需要家等は、前項に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができる。

3 需要家等は、この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾するものとする。ただし、第4項に定める場合を除く。

(1) 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、市広報誌、本市ホームページ及びガス水道局での開示、その他本市が適当と判断した方法（以下「本市が適当と判断した方法」という。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載する。

(2) 契約変更後の書面交付を行う場合は、本市が適当と判断した方法により行い、本市の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号（お客さま番号）を記載する。

4 需要家等は、この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾するものとする。

(用語の定義)

第3条 この選択約款において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭用温水暖房機器 エネルギー源としてガスを使用し、温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機により、居室に設置した放熱機に温水を供給して暖房を行う機器をいう。

(2) 居室 居住の目的のために継続的に使用する室をいう。

(3) 専用住宅 居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業所、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいう。

(4) 併用住宅 店舗、作業所、事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが統合している住宅をいう。

(5) 冬期 12月分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から翌年4月分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの期間をいう。

(6) その他期 5月分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から同年11月分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの期間をいう。

2 前項に掲げる用語以外にこの選択約款において使用する用語の意義は、小千谷市一般ガス小売供給約款（以下「小売供給約款」という。）において使用する用語の例による。

(適用の条件及び申込み)

第4条 需要家等が次の全ての条件を満たした場合には、管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に対してこの選択約款の適用を申し込むことができる。

(1) 専用住宅または併用住宅で、居室部分に家庭用温水暖房機器を使用すること。

(2) 一需要場所におけるガスメーターの能力（ガスメーターを2個以上設置している場合は、そのガスメーターの能力の合計）が16立方メートル毎時以下であること。

(契約の締結)

第5条 この選択約款の契約は、管理者が前条の条件に該当すると認め、需要家等の申込みを承諾したときに成立するものとする。

2 管理者は、解約又は小売供給約款に定める料金への変更をした需要家等が、再度同一需要場所で本契約の申込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は変更の日から1年に満たない場合には、その申込みを承諾しないことができる。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りでない（次項において同じ）。

3 管理者は、需要家等が本契約から他の選択約款（小売供給約款に定める料金を除く。）への変更を申込みした場合、その申込みを承諾しないことができる。

(使用量の算定)

第6条 管理者は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより、料金算定期間の使用量を算定する。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定する。

(料金)

第7条 本市は、料金の支払が支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」という。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含む金額をいう。以下同じ。）を、早収期間経過後に支払が行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（消費税等相当額を含む金額をいう。以下「遅収料金」という。）を料金として徴収する。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸する。

2 本市は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定する。ただし、料金算定期間の末日がその他期に属する場合は、小売供給約款に定める料金表の規定を適用する。

(単位料金の調整)

第8条 本市は、毎月、次項第2号により算定した平均原料価格が、同項第1号に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定する。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定する。なお、調整単位料金の適用基準は別表第2項第3号のとおりとする。この場合において、計算結果に小数第3位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝ 基準単位料金＋0.079円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

(2) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝ 基準単位料金－0.079円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

2 前項の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、次の各号のとおりとする。

(1) 基準平均原料価格（トン当たり）

47,980円

(2) 平均原料価格（トン当たり）

別表第2項第3号に定められた各3か月間における貿易統計（関税法（昭和29年法律第61号）第102条第3項の規定により財務大臣が公表する貿易に関する統計をいう。）の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額）。

(3) 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額とする。

(算式)

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

3 本市は前項第2号の平均原料価格を公告するものとする。

(その他)

第9条 その他の事項については、小売供給約款を適用する。

附 則

(実施の期日)

1 この選択約款は、令和4年11月1日から実施する。

(選択約款の実施に伴う切り替え措置)

2 令和4年10月31日まで家庭用温水暖房契約選択約款(以下「旧選択約款」という。)の適用があり、同年11月1日以降この家庭用温水暖房契約選択約款(以下「本選択約款」という。)が適用される需要家等について、同年10月31日が含まれる料金算定期間の早収料金は、次の算式により算定する。

(算式)

早収料金 = 旧選択約款適用期間の早収料金 + 本選択約款適用期間の早収料金

旧選択約款適用期間の早収料金(小数点以下の端数切捨て)

$$= \text{旧選択約款の基本料金} \times D_1 / E + \text{旧選択約款第8条の規定により令和4年6月から同年8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金} \times V_1$$

本選択約款適用期間の早収料金(小数点以下の端数切捨て)

$$= \text{本選択約款の基本料金} \times D_2 / E + \text{本選択約款第8条の規定により令和4年6月から同年8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金} \times V_2$$

(備考)

Dは、料金算定期間の日数

D₁は、Dのうち旧選択約款適用期間の日数

D₂は、Dのうち本選択約款適用期間の日数

E = 30。ただし、料金算定期間の日数が31日以上35日以下の場合は、料金算定期間の日数とする。

Vは、料金算定期間の使用量

V₁は、旧選択約款適用期間の使用量(1立方メートル未満の端数切捨て)

$$(\text{=} V \times D_1 / D)$$

V₂は、本選択約款適用期間の使用量

$$(\text{=} V - V_1)$$

別表

1 適用区分

料金算定期間の末日が冬期に属する料金について適用する。

2 早収料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金(税込)と従量料金の合計とする。

(2) 従量料金は、基準単位料金(税込)に使用量を乗じて算定する。

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりとする。

(ア) 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料

金を適用する。

- (イ) 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
 - (ウ) 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
 - (エ) 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
 - (オ) 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
 - (カ) 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
 - (キ) 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
 - (ク) 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
 - (ケ) 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
 - (コ) 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
 - (サ) 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
 - (シ) 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- (4) 消費税等相当額の算定方法
- 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算出する（1円未満切捨て）。
- (ア) 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率／（1＋消費税率）
 - (イ) 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率／（1＋消費税率）

3 料金表

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,320.00円（税込）
------------------	---------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	90.47円（税込）
------------	------------

(3) 調整単位料金

前号の基準単位料金を基に第8条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。